1顎に2箇所以上の暫間固定「1　簡単なもの」の算定について

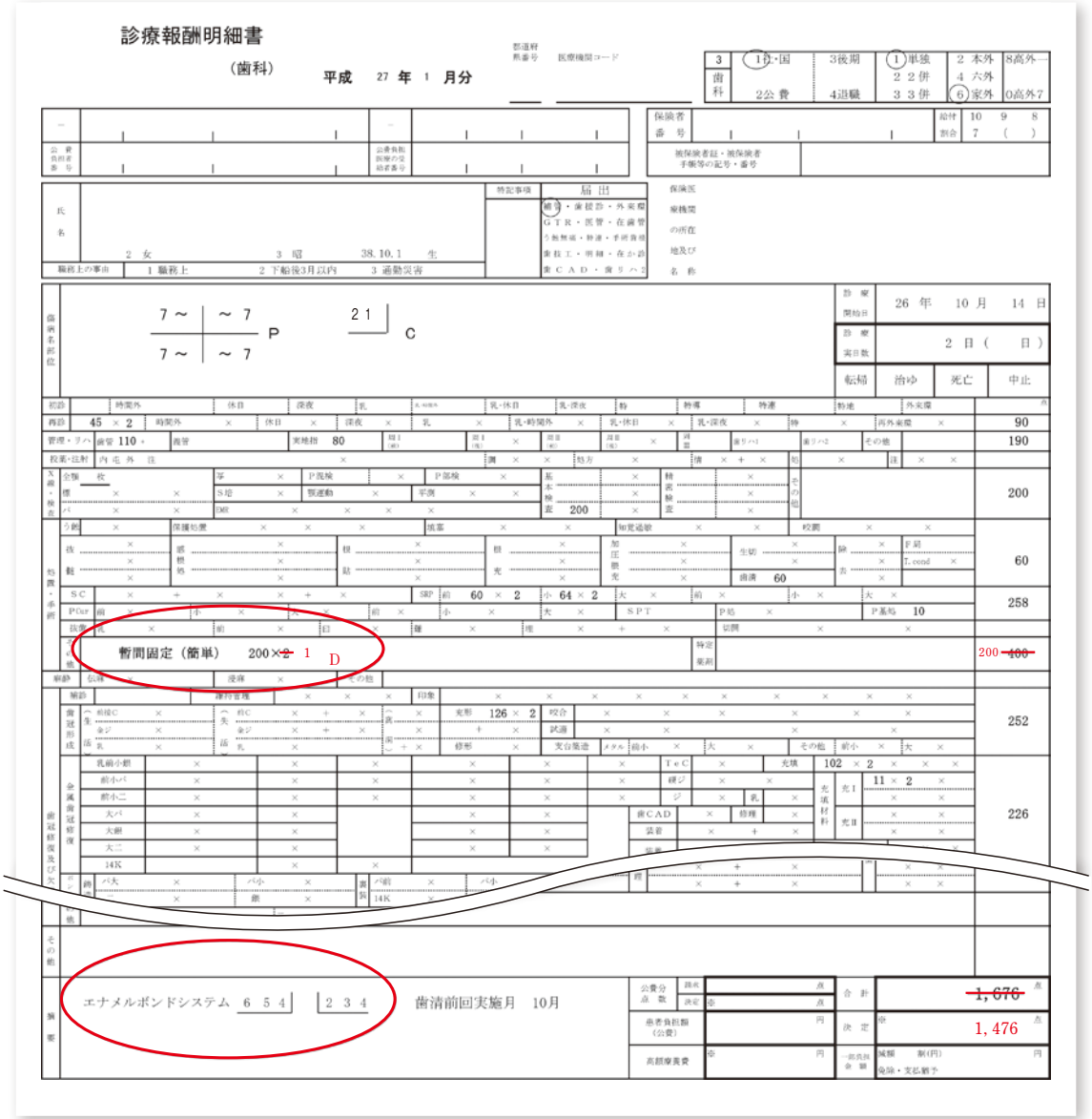

暫間固定「1　簡単なもの」については、平成26年3月5日付け厚生労働省保医発0305第3号「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」において次のように示されています。

【通知　平成26年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第3号】

別添2

歯科診療報酬点数表に関する事項

第2章　特掲診療料

第8部　処置

第1節　処置料

I014　暫間固定

(2)「1　簡単なもの」とは、歯周外科手術を伴わない場合及び歯周外科手術を予定する場合の固定源となる歯を歯数に含めない4歯未満の暫間固定をいう。なお、同日又は他日にかかわらず1顎に2箇所以上行っても1回の算定とするが、当該処置を行った日から起算して6月を経過して必要があって当該処置を再度行う場合は、1顎につき1回を限度として算定する。

（参考）

【通知　平成26年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第3号】

別添1

別紙1

診療報酬請求書等の記載要領

Ⅲ　歯科診療に係る診療報酬請求書及び診療報酬明細書の記載要領

第3　診療報酬明細書の記載要領（様式第3）

2　診療報酬明細書の記載要領に関する事項

(28)「摘要」欄について

キ　処置について

（ウ）エナメルボンドシステムによる暫間固定は、固定を行なった部位及びその方法を記載する。

本事例については、「摘要」欄の固定を行った部位の記載から、上顎に2箇所の暫間固定「1　簡単なもの」を行っているため、当該通知により、当該処置は1回の算定となりますので、ご留意ください。